

令和3年9月9日（木）

於・農林水産省第3特別会議室

第204回林政審議会議事速記録

林 野 庁

午後1時15分 開会

○清水林政課長 お待たせいたしました。定刻となりましたので、ただいまから林政審議会を開催いたします。

本日、司会を務めさせていただきます林政課長の清水と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

まず、定足数について御報告いたします。

本日は、委員20名中、オンラインでの御出席も含めまして18名の委員に御出席をいただいております。当審議会の開催に必要な過半数の出席の条件を満たしておりますので、本日の審議会は成立していることを御報告いたします。

なお、本日は小野委員、吉川委員、斎藤委員、砂山委員、玉置委員、塚本委員、出島委員、中崎委員、中原委員、野田委員、日當委員、深町委員、福島委員、松浦委員、松本委員、丸川委員にオンラインで御出席いただいております。

本日の林政審議会は、オンラインでの開催となっております。その関係で、お願いを申し上げます。

会場にお越しの方につきましては、御発言の際にはマイクをできるだけ口に近づけていただき、ゆっくり御発言いただければと思います。オンラインで御参加の方につきましては、御発言の際には各自マイクをオンにいただき、御発言が終わりましたらミュートにしてくださいようお願いいたします。

いろいろ不具合等ございましたら、チャット等も活用して適宜御連絡いただければ有り難く存じます。

なお、令和3年8月25日付けで委員が1名交代されましたので、御紹介いたします。

村松二郎前委員の後任といたしまして中崎和久委員に新しく委員として御就任をお願いしておりますので、御紹介いたします。

中崎委員、一言御挨拶いただければと思います。よろしくお願いいたします。

○中崎委員 全国森林組合連合会の会長を仰せつかりました岩手県の中崎でございます。前任者同様、皆様よろしくどうぞお願い申し上げます。

○清水林政課長 ありがとうございます。

林野庁の出席者につきましては、参考2「林野庁名簿」の配付をもって代えさせていただきます。

なお、この会場におりません林野庁職員につきましては、別室でリモートで参加させていた

だいておりますので、御了承願います。

それでは、ここからの議事進行につきましては土屋会長にお願いしたいと思います。

どうぞよろしくお願いいたします。

○土屋会長 皆さん、こんにちは。

今回はコロナ禍の中、非常に御多忙の中、御参集いただきましてありがとうございます。実は今、この林野庁の会場にいる委員は私と立花施策部会長の2人だけで、非常に寂しい思いをしております。早くコロナが少し落ち着いて、皆様とリアルに議論したいと思っております。

今日は、そういうことで、ほぼ完全なオンラインで皆さんとお話することになります。先ほども御説明がありましたが、これから議論に入っていきましたら御発言を求めますので、その際は画面をオンにして手を挙げていただくか、若しくはにこちゃんマークみたいところで手を挙げるマークを出してもらおうか、チャットで「発言を求めます」と言っていたか、そのどれかで、もし私が見逃しましても事務局で適宜こちらに伝えていただけますので、それから御発言を求めよういたします。

もう一つ、できましたら初めにお名前を言っていただいてから御発言をお願いできればと思います。実はこちらからだと画面が小さくて、お顔がよく認識できませんので、それもよろしくお願いいたします。

それでは、議事に入る前に、天羽林野庁長官が新任で御就任されましたので、御挨拶をお願いしたいと思います。

天羽長官、よろしくお願いいたします。

○天羽林野庁長官 御紹介を頂きました天羽でございます。7月1日付けで林野庁長官を拝命いたしました。どうぞよろしくお願いいたします。

林政審議会の開催に当たりまして、一言御挨拶を申し上げたいと思います。

本日は御多忙のところ、またコロナ、悪天候のところ両先生方にはリアルで、それから他の委員の先生方におかれましてはリモートでの御出席をいただきまして、誠にありがとうございます。委員の先生方におかれましては、常日頃から森林・林業行政に対しまして様々に御指導、御協力をいただいていることにつきまして、この場をお借りして御礼を申し上げたいと思います。

さて、本審議会で長らく御審議をいただきました新たな森林・林業基本計画につきましては、6月15日に閣議決定されております。改めて委員の先生方に御礼を申し上げたいと思います。

8月末に取りまとめて財務省に提出しております来年度概算要求におきましても、新たな基

本計画の下での最初の予算要求でございます。基本計画を踏まえた内容を盛り込んでおりまして、後でまた簡単に御説明させていただきたいと思っております。

本日でございますが、諮問事項が2件ございます。いわゆる国有林のミニ白書と、森林・林業白書についてでございます。何とぞ御審議をよろしくお願い申し上げます。

1点目の、国有林のいわゆるミニ白書でありますけれども、私ども林野庁では国有林野を国民の森林としていくため、公益重視の管理経営を一層促進する、森林・林業再生への貢献をしていく、国民参加の森林づくりの推進をしていく、国有林野の林産物を安定供給していくといった考え方の下、取組を進めているところでございます。本日は、こうした国有林野の管理経営につきまして国民の皆様方にお知らせするというところで取りまとめ、公表しようということで、御説明をさせていただくわけでございます。

令和2年度版の実施状況につきましては、去年7月の豪雨、新型コロナウイルス感染症への対応をトピックスとして取り上げてございます。

審議会の委員の先生方におかれましては忌憚のない御意見を賜ることをお願い申し上げます、私の挨拶とさせていただきます。

今日はよろしくお願いいたします。

○土屋会長 長官におかれましては、ありがとうございました。

それでは、議事次第に沿って進めさせていただきます。

今、長官からも御挨拶の中で触れていただきましたように、本日は諮問案件が2件ございます。2件続けて諮問があるというのは普通は余りないことなんですが、その2件について、天羽林野庁長官から諮問を頂きたいと存じます。

○天羽林野庁長官 林政審議会会長、土屋俊幸殿。

農林水産大臣、野上浩太郎。代読でございます。

令和2年度国有林野の管理経営に関する基本計画の実施状況について（諮問）。

国有林野の管理経営に関する法律（昭和26年法律第246号）第6条の3第1項の規定に基づき、令和2年度における国有林野の管理経営に関する基本計画の実施状況を別添により公表するに当たり、同条第2項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

（天羽林野庁長官から土屋会長へ諮問文を手交）

○土屋会長 謹んで検討させていただきます。

○天羽林野庁長官 続きまして、もう一点でございます。

林政審議会会長、土屋俊幸殿。

農林水産大臣、野上浩太郎。代読でございます。

令和4年度森林及び林業施策について。

標記について、森林・林業基本法（昭和39年法律第161号）第10条第3項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

よろしく願いいたします。

（天羽林野庁長官から土屋会長へ諮問文を手交）

○土屋会長 謹んで検討させていただきます。

もう退席されたと思いますが、報道関係のカメラ撮りはここまでとさせていただきます。

それでは、ただいま2つ諮問を頂いたわけですが、そのうちの1つ目、議題1、令和2年度国有林野の管理経営に関する基本計画の実施状況について、いわゆる国有林ミニ白書について、事務局から御説明をお願いいたします。

○眞城経営企画課長 今、会長からお話がありました国有林野の管理経営に関する基本計画の実施状況を御説明させていただきたいと思います。

経営企画課長の眞城でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

いわゆるミニ白書でございますけれども、資料につきましては2つございます。資料1-1が概要、資料1-2が本文でございます。本日は、時間の都合上、資料1-1の概要版で御説明させていただきたいと思います。

まず、資料を1枚お開きいただきまして、国有林野の現状でございます。

国有林野は国土の2割、森林の約3割を占めてございまして、多くが奥地、脊梁山地、水源地域に広く分布しているということで、公益的機能の発揮が強く期待されているところでございます。

左の図を見ていただきますと、国有林の分布につきましては、この色の濃い部分でございます。総面積は758万ヘクタールでございます。

ちなみに、令和2年度時点で我が国に4つの世界自然遺産が登録されてございますけれども、陸域のほとんどが国有林となっております。更に、本年7月に5つ目として奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島が登録されているところでございます。

1枚お開きください。

さきに答申いただきました森林・林業基本計画に基づきまして、国有林において今、取り組む内容を整理させていただきました。基本計画のうち国有林部分について、計画の5つの大きな柱の方向性と対比させる形で整理させていただいたものでございます。

例えば間伐・再造林の実施、複層林による多様な森林づくり等につきましては、左欄にございます適正な管理・利用の柱、低コスト再造林等につきましては2番目の「新しい林業」というところで、こうした取組につきまして、今年度から順次、各地で進めさせていただいているところでございます。

もう一枚おめくりください。

こちらは実施状況についての構成でございます。

この後、具体的な内容に入りますけれども、その前にミニ白書の位置づけについて、とりわけ森林・林業白書とミニ白書の違いについて説明させていただきたいと思っております。

まず、森林・林業白書につきましては、森林・林業政策全般を記載対象としているのに対しまして、ミニ白書につきましては国有林野事業のみを対象として記載しているものでございます。更に、森林・林業白書につきましては前年度の動向や講じた施策と、当年度に講ずる施策をまとめて記載しておりますが、ミニ白書につきましては前年度の実施状況のみを記載するとされてございます。

我々が通称「ミニ白書」と呼んでいるために、森林・林業白書と似通ったような形で捉えられることがあるわけでございますけれども、ミニ白書につきましては、正式には「国有林野の管理経営に関する基本計画の実施状況」という名称であります。国有林野事業では、国民の森林であります国有林野につきまして、国民の皆様様の御負担によって管理経営を行っているところでございます。その事業内容を具体的に国民の皆様方にお知らせするという性質のものでございます。

なお、森林・林業白書は森林・林業基本法に基づいて、また、ミニ白書につきましては国有林野の管理経営に関する法律に基づいて「公表しなければならない」とされているものでございまして、根拠法令がそれぞれ異なるということでございます。

そういった位置づけにありまして、今般、令和2年度の管理経営の取組につきまして、いわゆる令和2年度の翌年度、令和3年9月末までに林政審の御意見を頂き公表することがこの法律に定められておりますので、本日、諮問をさせていただいたところでございます。

ちなみに、このミニ白書の構成でございますけれども、これまでと同様に、管理経営基本計画の計画事項に沿いまして令和2年度の取組について記載を行う、これが原則ということで踏襲させてもらいつつ、これまでも審議でいろいろ御意見を頂きましたことを踏まえ、より国民の皆様方に管理経営の状況を御理解いただけるようにということで改善してございます。

具体的には、例えば昨年度からトピックスということで掲載させていただいてございますし、

また、コラムという形で今年度につきましては4点ほど選定させていただいて、丁寧に背景や中間的な取組状況を記載させていただいてございます。更に図表等につきましても、スペース等もございますけれども、可能なものについては単年度のみならず極力中期的な推移が分かるような形で掲載するように努めたところでございます。

ミニ白書の位置づけ、それから構成、内容等につきまして、まず御説明させていただきました。

それでは、具体的な中身に入らせていただきたいと思います。

先ほど申し上げましたとおり、トピックスを2点記載させていただいてございます。四角囲みの1ページをお開きください。

トピックス1でございます。

これは昨年7月の豪雨の関係でございまして、この豪雨によりまして各地で河川の氾濫が生じてございまして、山地災害につきましては、熊本県内の球磨川流域で多数の治山施設が被災したということで、熊本県知事から要請を受けまして、こうした被災施設の復旧を国が代行する事業を開始しているところでございます。これが左側でございます。

それから流木捕捉式治山ダムということで、これは関東森林管理局内でございまして、この捕捉式のダムを設置しておりましたが、適切に機能したということで、下流への被害を軽減させたという評価を頂いているところでございます。

加えまして、右側でございまして、災害時の被害状況を迅速に把握するというところで、ICTの活用に取り組んでございまして、JAXAからの観測データを頂いて被害箇所の早期把握を行ったり、また、モバイルアプリの活用によって調査状況をリアルタイムで林野庁と現地機関との間で共有するといった取組を記述させていただいてございます。

続きまして、2ページをお開きください。

こちらのトピックスにつきましては、新型コロナウイルス感染症の影響ということでございます。

令和2年度でありますけれども、感染症の影響への国有林野事業における対応につきまして、御案内のとおり、昨年度、林業関係の分野では非常に感染症の影響があったわけでございまして、とりわけ木材関係につきましては、製材・合板工場の生産調整、言わば制限的な動きが行われる中で急激な需給の変化が生じました。これを受けまして、国有林材の供給調整検討委員会を開催いたしまして、地域関係者、業界の関係者の意見を踏まえて、昨年5月から立木販売の延期、7月からは丸太生産を伴わない事業への振替等を進めたところでございます。

その結果、このグラフにもございますけれども、立木販売につきましては前年度から約3割の減少、それから右側を見ていただきますと、丸太生産につきましても、時期によって少し変わりますが、1割から2割の減少となっております。

こうした取組につきましては、供給調整検討委員会におきましても一定の効果があったという評価を頂いているところでございます。

一方、今年度の話でございますけれども、一転して輸入材の減少等といった状況の中で代替需要が発生ということで、これは令和2年と真逆の動きになってございます。こうした中で、立木販売につきましては年間計画の前倒しをするなどの対応を行っているところでございます。

あわせて、3ページでは需給の動向の数値的なものを記載させていただいております。左はスギ丸太の価格の推移、対前年比1,000円程度下落しています。右側につきましては、いわゆる製材丸太の入荷量でございます。令和2年の夏に減少しましたが、後半は回復に向かっていくという資料を併せて記載させていただいております。

以上、トピックスが2点でございます。

この後につきましては、管理経営基本計画の記載事項に沿って整理している内容を、具体的に説明させていただきます。

時間の関係上、ポイントを絞って御説明させていただきたいと思っております。

それでは、4ページをお開きください。

まず、「公益重視の管理経営の一層の推進」でありますけれども、右表にございますとおり期待される機能に応じて、例えば山地災害防止等、5つに区分して森林施業等を実施しております。事例として、左にございますのは水源涵養タイプでございますが、多様で健全な森林を目指してということで、これは研究機関、民間の関係者と連携して検討会をやりながら、小面積伐採のモザイク配置、広葉樹の残置など、面的な複層林施業を進めているという内容でございます。

5ページにお移りください。

治山事業、林道等路網の整備でございます。

左側の治山の四角でございますけれども、都道府県から要請のあった民有林野における荒廃地の復旧工事でありますとか、もう一つ下は、トピックスでも記述がありますけれども、森林管理局の職員を被災地に派遣ということで、下にその実績も記載させていただいておりますけれども、令和2年7月豪雨におきましては職員170名を派遣いたしまして、被災状況の調査、復旧計画策定といったことを通じた支援を行っているところでございます。

6 ページをお開きください。

これは、冒頭に申しあげました4つのコラムのうちの1つでございます。

平成30年から取り組んでおります国土強靱化3か年緊急対策の取組状況でございますが、全国的に緊急点検を行いまして、早急な対応が必要と判明した地区におきましては、写真はいろいろとビフォー・アフター的に載せさせていただいておりますけれども、①の治山施設でありますとか②海岸防災林の整備、③流木対策、④間伐等の森林整備や林道の改良等に取り組んでいるところでございます。

ちなみに、右下にございますけれども、3か年の緊急対策につきましては昨年度で区切りを迎えてございますけれども、今年度から5か年対策として引き続いておりまして、防災・減災対策に必要な取組を進めているということでございます。

7 ページにお移りください。

地球温暖化対策の推進ということで、間伐を始め再生林の率優先的な取組でございますとか、そういったことを進めさせていただいているところでございますけれども、右の表に実施状況を記載させていただいております。人工造林で言うと約1万ヘクタール、間伐9.6万ヘクタールという実績でございます。

続きまして、8 ページを御覧いただきたいと思っております。

こちらは生物多様性の保全ということで取り上げさせていただいておりますけれども、保護林でありますとか緑の回廊のモニタリング調査等を通じて、保護・管理、針広混交林化などの多様で健全な森林づくりを進めているところでございますけれども、事例として1つ、左側の③であります。イヌワシの狩場を創出するというところで、人工林での小面積皆伐に取り組んでございます。イヌワシの利用時間が増えているということで、餌場として機能しているということかというところでございます。

続きまして、9 ページを御覧いただきたいと思っております。

ここからは「森林の流域管理システムの下での森林・林業再生に向けた貢献」でございますけれども、9 ページにつきましては、技術開発と普及、林業事業体の育成ということなんです。

国有林の特徴といたしまして、やはり全国ネットワーク組織があるということ、そこから得られる情報、技術的なものがある。更にまとまった資源やフィールドがあるということで、それをいかして低コスト化の技術普及でありますとか、とりわけ現地検討会の実施等を進めさせていただいているところでございますけれども、事例⑤は、無人航空機による苗木運搬、⑥はカラマツ、トドマツのいわゆる種取り、採種園の再整備、⑦は木材の需給動向の変化に応じた

木材供給の観点ということで、採材方法の検討会などを実施してきたところでございます。

10ページにお移りください。

こちらにつきましては、民有林との連携等でございます。

民有林の所有者と協定して、間伐等の連携をして行う森林共同施業団地、これを今、全国で166か所設定してございます。そんな中で、事例⑧にありますように、いわゆる連結した路網の整備でありますとか林道、中間土場の相互利用といったことを進める中で、生産された丸太を市場への協調出荷という形で出荷しているという取組を例示させていただいているところでございます。

それから、11ページでございます。

コラムとして記載させていただいているものの2つ目でございますけれども、最近、設立が増加しております林業大学校と連携した人材育成ということで、こちらの内容につきまして、①からですけれども、国有林野、ベテラン職員がいますので、その知見をいかして講師派遣といった形で協力させていただくとか、国有林野のフィールド、先ほども申し上げましたけれども、それを実習の場として活用させていただく、そういった形での協力をさせていただいている内容を記載させていただいております。

引き続きまして、12ページをお開きください。

ここからは、「国民の森林としての管理経営」ということでございます。

左側でございますけれども、国有林野事業の情報の受発信の取組ということで、国民の皆様への御意見を頂戴するというふうなことでありますけれども、その下の事例につきましては、国有林モニターの皆様への説明会といったこと。あと、右側でございますけれども、学校と連携した森林環境教育の取組ということで、遊々の森、これは自然体験、学習を進めるための森でございますけれども、その活動を記述させていただいております。実績として全国で1,200回以上、参加者は3万人を超えるという状況を報告させていただきます。

13ページでございますけれども、こちらは地域の企業でありますとかボランティアの皆様と共同して森林づくりを行うということで、この事例も、記念植樹でありますとか、⑬は法人、企業の取組、森林づくり活動を取り上げさせていただいているところでございます。

こうした中で、14ページでありますけれども、コラムの3つ目でございます。

我が国は正に木の文化があるということで、その継承に向けて「木の文化を支える森づくり」という取組をしてございますけれども、その掲載でございます。「木の文化を支える森づくり」は平成14年に開始しているところでございまして、全国で24か所設定されておりますけれども、

地元の方々と連携して植樹でありますとか育成技術の向上などに取り組んでまいりました。そういった内容をこのコラムで記載させていただいているところがございます。御柱でありますとか曲げわっぱでありますとか、かずら橋のかずら、そういった資材の取組を例示させていただいております。

続いて、15ページでございます。ここからは「国有林野の維持及び保存」でございます。

維持、保存のためには巡視が必要であるとか、また、状況として病害虫、更には鳥獣被害を防除するといった取組が重要でありますけれども、左の四角の上のところ、例えば登山者が非常に集中しているところは植生荒廃する、そんな懸念がある中で、グリーン・サポート・スタッフの巡視の取組でありますとか、また、右側でございますけれども、とりわけシカの被害の防止ということで、地域の行政機関でありますとかNPOと連携して対策を進めているところがあります。

下の事例でございますが、これは職員が考案した改良わな、くくりわなに誘因するために餌の撒き方を工夫するといったものでございますけれども、これを地元の自治体でありますとか猟友会への普及も含めて活動を進めているといった例を入れさせていただいております。

引き続きまして、16ページでございます。

こちらは保護林でありますとか緑の回廊の保護・管理によりまして、自然環境の維持・保存に取り組んでおります。左側の図面にその位置を記載してございますし、また、取組の例として、事例⑱でございますけれども、かねてから宮崎県の照葉樹林において調査してございましたけれども、追加調査、保護林管理委員会の意見を昨年頂きまして、保護林を新たに設定することになっている例でございます。

続きまして17ページで、ここからは「国有林野の林産物の供給」でございます。

安定的な国有林材の供給ということで、1つは加工・流通の合理化などに取り組む工場等と協定を締結するシステム販売、それから供給の大きな変動があった際の供給調整機能、これも先ほど申し上げた内容でございますけれども、そういったところの意見を踏まえて対応を進めているところがございますけれども、例示は、事例⑲でございますが、例えば林地残材につきましてはバイオ向けに販売している等の取組に触れさせていただいているところがございます。

続きまして18ページ、こちらは「国有林野の活用」でございます。

地域の産業振興、住民福祉の向上に寄与するということでその活用推進を進めているところがございますけれども、もう一方、右側には公衆の保健の観点ということで、レクリエーションの森を設定してございます。下の事例22でございますけれども、「日本美しい森 お薦め国

有林」ということで全国に93か所設定しておりまして、その中の取組として、多言語での情報発信でありますとか看板を設置するといった環境整備を進めているところでございます。

ちなみに、看板案内に二次元コードを表示して、翻訳情報を提供できるようにするなどの取組も併せて記載しているところでございます。

それから19ページ、こちらは公益的機能維持増進協定の例ということで、今回は茨城で、隣接・介在する民有林野で間伐的を一体的に実施して、下層植生の生育が確認されたといった取組を記載させていただいてございます。

また、事例24でございますけれども、こちらは効率的な事業ということで、大学と連携して造林の効率化に向けて、無人飛行機での画像からAIによって生育状況を自動的に解析するといった実証を行っているというふうなこと。

20ページをお開きください。

こちらはその他でございますけれども、1つは人材育成、左側でございます。民有林へのサポートという観点とともに、地方公共団体と合同研修を実施するような取組でありますとか、また、右側でございますけれども、地域振興への寄与という観点では、事例26でございますけれども、アイヌの祭具の材料となりますヤナギの安定採取ということで、共用林野を活用した例を記載させていただいてございます。

最後でございますけれども、21ページ、コラム4でございます。

東日本大震災から10年が経過したことを踏まえまして、これまで国有林野で取り組んできたことについてまとめさせていただいております。

1つは、海岸防災林の復旧についてでございますけれども、生育基盤の造成、植栽をしてきたわけでございまして、これは一定の段階にまで至ってございますけれども、引き続き育成について取組を進めていくこととともに、右側でございますけれども、原子力災害からの林業再生について、徐々に本格的な森林整備が再開されてございますので、地域の方々に寄り添いながら取組を進めてまいりたい、そのように考えているところでございます。

以上、ちょっと足早でございますけれども、ミニ白書の内容を説明させていただきました。今後とも国民共通の財産でございます国有林の役割が果たせるように、管理経営に取り組む所存でございます。

御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○土屋会長 非常に豊富な内容を簡潔に御説明いただきまして、ありがとうございました。

普通ですと、ここですぐ皆さんから御質問を受けるところなんです、今回かなり様々な案

件があると同時に、今の国有林の話ともかなり関係した報告が（3）その他にあります。ですのでその他の、資料で言いますと資料2-1から2-5についてもここで併せて御報告いただいて、それからまとめて委員の皆さんから御意見、御質問等を伺うようにしたいと思います。

それでは、まず樹木採取権制度の運用についてということで、業務課長からお願いいたします。

○長崎屋業務課長 樹木採取権制度の運用につきまして、資料2-1に基づきまして御説明いたします。

1 ページ、樹木採取権制度の概要でございます。

下に赤く囲っております国有林の木材の販売の仕方でございますけれども、左側にあります現行の仕組みでは、毎年度個別に場所、時期を特定して入札いたしまして伐採する事業者を決定いたしますけれども、樹木採取権制度は、+と書いてある右側でございますけれども、この仕組みに追加する仕組みとして、国有林に樹木採取区という一定の区域を設定いたしまして、その区域の立木を一定期間、安定的に伐採できる権利、樹木採取権というものを設定する仕組みでございます。規模といたしましては、地域の民間事業者さんが対応可能な200から300ヘクタール程度、権利の期間は10年程度を基本に設定するというのが、この樹木採取権制度でございます。

2 ページに行きまして、この樹木採取権制度の施行後の状況でございますけれども、中ほど、現在の取組状況ということで、今年7月に基本となる規模のパイロット的な指定に向けまして、予定箇所10か所を公表いたしまして、順次指定のための公告を開始しております。今後この公募等の手続を経て樹木採取権者を決定して、早いものでは来年1月を目途に具体的に権利を設定したいと思っております。

あわせて、下の方に緑色で「新規需要開拓に取り組む民間事業者の動向等の把握」とありますが、こういったパイロット的な取組と並行して、大規模なものも含めまして新規需要開拓に取り組む民間事業者の動向等を把握するために、本年3月から6月にマーケットサウンディングをいたしまして、提案の募集などを受け付けております。

最後、3 ページでございますけれども、ここに公告しましたパイロット的な指定箇所を一覧に並べております。現在、事業者の説明会もやっております、今後とも関心を寄せている企業様に丁寧に御説明いたしまして、この樹木採取権制度が円滑にスタートできるように取り組んでまいります。

以上でございます。

○土屋会長 ありがとうございます。

樹木採取権制度については、これまでもその進捗に合わせて御報告いただいていたと思います。いよいよ始まるというところで、これからも適宜御報告をお願いいたします。

続きまして世界遺産登録について、これもかなり国有林と関わるところで、これについては森林利用課長からお願いいたします。

○箕輪森林利用課長 引き続きまして資料2-2、奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島の世界自然遺産登録について説明させていただきます。

審議結果の概要でございますけれども、7月16日、第44回世界遺産委員会拡大会合が開催されてございます。その中で、我が国から世界遺産に推薦していた奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島の審議が行われまして、世界遺産一覧表への記載、いわゆる世界遺産への登録が決定したところでございます。

2「決議の概要」とありますけれども、では今回、何が優れていると認められたのかというところでございます。

記載基準の中では、生物多様性という部分で「本地域は、豊かな生物多様性の生息域内保全において、極めて重要な自然の生息地を包含している」ということで、登録が認められたところでございます。

世界自然遺産の概要等について補足で説明させていただきます。

本地域の面積は約4万3,000ヘクタール、うち国有林野が約7割を占める状況でございます。林相的にはシイやカシの常緑広葉樹の自然林と二次林により構成されておりまして、その中にはアマミノクロウサギ、またヤンバルクイナ、イリオモテヤマネコ等の固有種、また希少種の生息地及び生育地となっているということで、大変重要な地域であります。

本地域における林野庁の取組状況でございます。この自然環境の保護を担保するために、国有林野のほぼ全域を森林生態系保護地域として設定し、野生生物が生息、生育する森林を厳格に保護・管理しているところでございます。

また、アマミノクロウサギなど希少な野生生物の保護を図るための巡視の実施とか密猟防止、希少植物の盗掘防止に係る啓発等の取組も併せて推進しているところでございます。

今後でございますけれども、今回、登録というのはある意味スタートというところかなと思いますので、引き続き保護・管理は進めていくわけですが、今回の登録に際して、世界遺産委員会から森林に関して要請事項が1つ出されてございます。それは、緩衝地帯、自然遺産地域の周囲の部分で森林伐採等が行われております。それについては現在のレベルに制限す

る、又は減少させることについて要請されておりますので、この取扱いについては、今後、専門家また関係行政機関による会議を開催して対応方針を定めるとともに、適切に保全管理に努めてまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○土屋会長 ありがとうございます。

続きまして、今度も森林利用課長から、地球温暖化対策計画等についてお願いします。

○箕輪森林利用課長 引き続きまして資料2-3、地球温暖化対策計画等の改定についてでございます。

地球温暖化対策計画は政府が策定する地球温暖化に関する総合計画でございまして、産業や家庭など各分野ごとの温室効果ガスの排出削減対策、それに加えて森林などの吸収源対策等について記述するものでございます。

現在、2050年のカーボンニュートラル宣言、また2030年度の46%削減目標、この実現に向けて計画の改定作業が進められておりますが、先般、政府原案が示されました。

2030年の排出量で、7億6,000万CO₂トンという数字が書いてございます。これは左側の2013年の排出実績に比べますと、46%の削減になる。従来目標が26%削減ですので、今回、大幅にこの削減目標を引き上げるといったことを計画でうたってございます。

このうち吸収源、これは森林に加え農地、都市緑化等も含まれておりますけれども、これらの取組によって4,800万CO₂トンの吸収量の確保を目指すこととしてございます。

今回、もう一つ、パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略の政府原案も決めております。

地球温暖化対策は2030年を一つの目標としておりますが、長期戦略については2050年のカーボンニュートラルを目標にして、基本的な考え方又はビジョン等を示したものでございます。

基本的な考え方としては、温暖化対策がえてして経済成長の制約になるのではないかという御指摘がありますけれども、そうではなく。これをきっかけに経済社会が大きく変革して、また産業構造も大きく転換することによって力強い成長の源となる、それを生み出す、その鍵となるものという考え方に基づいて各分野のビジョンと対策、また施策の方向性を定めているものでございます。

この中においても、吸収源対策として森林吸収源対策が盛り込まれているところでございます。

そのような中、2050年カーボンニュートラル、また2030年の削減目標に対して、森林、また林業、木材産業がどういう貢献をできるのか、整理してございます。

新しい目標ではこれまでの26%削減を46%に引き上げる、その中において森林吸収についても2%から2.7%に目標を引き上げてまいりたいと考えてございます。ただ、実際、森林の吸収量の状況を見ますと、人工林の高齢級化に伴って吸収量は減少傾向にございます。これを対策を講じ、従来目標から1,000万CO₂トン上積みをして、3,800万CO₂トンの数値を目指していきたい。

そのためには、高齢級化した森林を伐って、使って、その後にはしっかり植えていくという循環利用を進めていくという取組を進めてまいりたいと考えてございます。

具体的取組、2030年度、2050年度に向けた取組としては、健全な森林を整備していくということ、また、伐った木を木材及び木質バイオマスとして利用を推進していく。それらが実現できるように効率的かつ安定的な林業経営を育成していく。また、多くの国民の皆様方が参加して森林づくり等を進めていくというような取組を進めてまいりたいと考えてございます。

なお、詳細については別添の資料で温対計画、また長期戦略の抜粋を付けておりますので、お時間のあるときに見ていただければと思います。

以上、私からの説明は終わらせていただきます。よろしく願いいたします。

○土屋会長 ありがとうございます。

立て続けに様々なトピックスが出てきますけれども、皆さん大丈夫でしょうか。

それではもう一つ、令和4年度林野庁関係予算概算要求の概要について、林政課長からお願いいたします。

○清水林政課長 林政課長の清水です。

資料2-4を御覧ください。

令和4年度林野庁関係予算概算要求、この8月末に提出いたしました。これについて御紹介いたします。

1枚目は全体予算でございまして、林野庁関係予算合計が、令和4年度概算要求額3,461億8,500万円、対前年度比114.1%でございます。公共事業が2,313億円、非公共が1,147億円ということで、シーリングの中でぎりぎりいっぱい、目いっぱい要求したということでございます。

次のページを御覧ください。

重点事項ですが、この表題にあるとおり、カーボンニュートラル実現に向けた森林・林業・木材産業によるグリーン成長ということで、正に新たな基本計画に位置づけていただきました、森林を適正に管理して林業、木材産業の持続性を高めながら成長、発展させていくというグリ

ーン成長の考え方に基づいて、川上から川下まで全体に必要な施策を講じられるように、基本計画に基づく予算要求をさせていただいております。

以下、主要な項目を御紹介させていただきます。

①から③が公共事業でございます。間伐の着実な実施、主伐後の再造林の推進、あるいは治山事業等をそれぞれ増額して要求しております。

④森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策、こちらがいわゆる非公共の中心となる事業でございます。カーボンニュートラルを見据えて川上から川下までの取組を総合的に支援ということで、2ページを御覧いただきますと、最初のアで「新しい林業」に向けた林業経営育成対策、新規で15億円要求しております。これは基本計画に位置づけられました伐採から再造林、保育に至る収支をプラス転換する新しい林業を実現するために、新たな技術の導入による経営モデルを構築していくという事業でございます。これに15億円。

イの林業・木材産業成長産業化促進対策は、川上から川下まで間伐や再造林等の一貫の施策、あるいは路網の整備、高性能林業機械の導入、そしてコンテナ苗の生産基盤の整備、それに共同販売体制の構築や施設整備等も含めて総合的に支援するものでございまして、これを令和3年度の82億円から146億円に増額しております。

以下、イノベーション等あるいは木材供給・利用強化といった対策がございます。

3ページが一番上、カーボンニュートラル実現に向けた国民運動展開対策でございます。これは新規で6億円盛り込んでおります。これも基本計画に、カーボンニュートラルに向けて植樹等の森林づくり、あるいは木材利用を国民運動として進めていくということで位置づけられておりまして、これを実現、機運醸成を図っていくための予算でございます。

以下、⑤には引き続き新規就業者の育成・定着等に向けた「緑の人づくり」総合支援対策、あるいは多面的機能発揮対策、花粉症やシカ害等の対策を全般に盛り込んでいるところでございます。

今後、財務省との折衝を経て、年末に向けてできるだけ充実した予算を獲得できるように取り組んでまいりたいということでございます。

なお、資料2-5としてもう一つ付いておりまして、「建築物における木材利用の促進に関する基本方針」でございます。

これはさきの通常国会で成立いたしましたいわゆる木材利用促進法の改正法、こちらが今年10月1日に施行される予定になっております。この中では、基本方針といたしまして国の方針をまとめることになっております。これも10月1日の決定を目指して、現在パブリックコメン

ト中でございます。

中身はまたお読みいただきたいと思いますが、今回の法改正では公共建築物のみならず、例えば非住宅の建築物あるいは中高層の建築物を含めて建築物全体の木材利用を促進していこう、そして脱炭素社会の実現等も念頭に置いた形で法律名も改正して、国を挙げて取り組むこととなっております。現在パブリックコメント中でございますので、こちらも併せて御紹介させていただきます。

私からは、以上でございます。

○土屋会長 ありがとうございます。

森林利用課長の箕輪さんから、少し追加の御説明があるということです。

○箕輪森林利用課長 すみません、先ほど資料2-3、地球温暖化対策計画について御説明したんですけれども、今回御説明した内容、また付けている資料につきましては、まだ政府原案でございます。今、国民の皆様から広く意見を募るパブリックコメントを実施しておりまして、それを踏まえて最終的な計画として成立させるものでございます。

10月31日からCOPが開かれますので、それまでには計画をつくるというスケジュール感で今、進んでございますので、補足させていただきます。

すみませんでした。

○土屋会長 ありがとうございます。

今、いわゆる国有林ミニ白書の後にも幾つかトピックス、新しい動き等を御説明いただきました。みんな多かれ少なかれ国有林野に関連したところなので、まとめて御説明いただいたところですよ。

これから14時40分ぐらいまで、皆さんから御質問、御意見を頂くこととなります。いわゆる国有林のミニ白書が中心になると思うんですが、その後に御説明いただいた樹木採取権、これは本当にミニ白書に関係していますが、それから世界遺産登録、地球温暖化対策、それから来年度の予算概算要求についても関連して御質問等を頂ければと思っております。

ちょっと私から、国有林のいわゆるミニ白書、基本計画の実施状況について、先ほど経営企画課長から位置づけについても御説明があったところですが、このミニ白書については、基本計画の実施状況なんですね。実はいわゆる森林・林業白書は、直接的に森林・林業基本計画の実施状況を林政審として審議するという形にはなっていません。直接はひもづいていないんですけれども、国有林野については基本計画の実施状況、前年度の実施状況をここで御報告いただいて、それについて検討して、林政審として意見を出すというのが建前になっています。つ

まり、国有林についていわゆる進行管理をここでしっかりやっつけようということになっていきますので、これからの御意見や御質問は、そういう意味では非常に重要な位置づけになるのではないかと考えております。

それにしてもっと時間を取れという御意見もあるかもしれませんが、今日はこの後また白書を検討する施策部会も予定されておりまして、残り時間が取れないのは申し訳ございません。

それでは、どこからでも結構ですので、御質問、御意見を頂ければと思います。

いつも時間がないということを書いて申し訳ないんですが、今回もそれほど時間がないこともありまして、幾つか御質問、御意見を頂いてからまとめて回答いただく形にさせていただきたいと思っております。

それでは、御意見、御質問等ありましたら何らかの形で発言の意思を示していただければと思いますが、いかがでしょうか。

では、ちょっと皆さんがお考えになっている間、ミニ白書そのものではないんですけども、座長から時間稼ぎと言っただけなんですけれども、1つ簡単な質問をさせていただいてよろしいでしょうか。

樹木採取権についてですが、3ページに樹木採取区のパイロットとして、全部で10件でしたかになっていて、権利の存続期間が8年から10年まで地区によっていろいろあるんですが、これは何か理由がありますか。

○長崎屋業務課長 年が微妙に違うのは、それぞれの流域でつくっております地域管理経営計画の計画期間に合わせているということでございます。

○土屋会長 分かりました。計画期間に合わせて、その分をつくっているということでありました。

それでは、皆さんから御質問、御意見を頂きたいんですが、簡単なことから少し御意見的なところまで、どのようなものでも結構ですので、是非お願いいたします。いかがでしょうか。

福島委員、よろしく申し上げます。

○福島委員 福島です。

ミニ白書に関してですけれども、基本計画の実施状況について幅広い観点から分かりやすく、バランスよくまとめられていると思いました。

本文の方では、参考資料として最後に用語の解説を付けられていて、理解を深める上で大変有効だと感じております。

1つ感じたのは、地球温暖化対策の推進についての記述ですけれども、今、国が掲げた2050

年カーボンニュートラル宣言によって、温室効果ガス吸収源としての国有林に対する国民の関心は非常に高まっており、そのために必要な森林資源の保全とか植林の重要性についての国民の認識は高いと思うんですが、意外と人工林の高齢化によって森林の吸収量が減少傾向にあって、利用期を迎えた人工林を伐って、使って、植える、そのサイクルの重要性についての国民の一般的な認識というのは希薄なのではないかと感じています。今、プラスチックに代わる代替素材として木材への関心も高まっていますので、そうした需要をしっかりと捉える上でも伐って、使って、植える、その循環の重要性についてもう少し御説明の記述があってもいいのかなとちょっと感じました。

○土屋会長 ありがとうございます。

先ほど申しましたように、幾つか御質問、御意見を頂いてから御回答を頂くことにしたいと思えます。

私、ちょっと気が付かなかったんですけども、野田委員、よろしく願いいたします。

○野田委員 野田です。

最初に初歩的な質問を含めて何点かお話しさせてもらって、あと1点意見を述べさせていただきます。

まず質問ですが、初歩的な数値の意味を確認したいと思います。

まず、概要の7ページに人工造林が約1万ヘクタールという数値が記述されていますが、この数字は、例えば国有林の主伐あるいは皆伐面積のどのくらいに相当するのかが最初の質問でございませぬ。

林業白書では、再造林が必要な分の3分の1ぐらいしか進んでいないという、たしかそんな記述があったと思いますが、国有林野事業の方ではどうなっているのかということ。

それから、これも初歩的な質問ですみません。13ページの分収育林の件ですが、50万円の出資に対して分収額が30万円ということになったわけですが、昨年も同様の記述だったと思います。これは20万円出資資産の持ち出しになっているという理解でよろしいのでしょうか。

もう一点、概要の17ページの数値ですが、伐採量と素材の供給量の数字で、伐採量が令和2年809万立方メートル、それに対して素材の供給量が389万立方メートル。この差、約50%強、400万立方メートル強のものは林地残材と理解してよろしいでしょうか。もしそういうことであれば、この林地残材がどのように利用されてきているのか、その辺のお話が伺えればと思います。

あと1点、意見になりますが、最初のトピックスの2番目のところでございます。令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響によって需要が減少して、国有林としては供給側で、需給適正化のための供給調整をした。令和3年度に対しては状況が変わったので、前倒し的に供給を増やしていきます、こういう概要だと思います。

意見なんです、現在、ウッドショックということで令和3年度、大きな課題になっていますが、これは書き方、表現の仕方ですが、単なる代替需要に対する対応ということではなく、海外からの輸入木材の減少に対して国産材の需要拡大を図る国として大変大きなチャンスではないのかと。そういった意味の積極的な施策を講じる、そのような表現があってもいいかと。あるいは令和3年度の中でそういう表現がなされるのかもしれませんが、意見として1点加えさせていただきます。

○土屋会長 ありがとうございます。

今、野田委員から比較的たくさん頂きましたので、ここで一旦切りましょうか。福島委員と野田委員の御意見について、よろしくをお願いします。

○長崎屋業務課長 野田委員からの御質問でございますけれども、資料7ページの表の更新、人工造林、天然更新と主伐の面積との関係が1番目でございますけれども、国有林は基本的に、再造林放棄はございません。基本的に皆伐したものは植えております。したがって、人工造林の面積とニアリーイコールが皆伐面積だと思っていただいて結構でございます。

天然更新が2,800ヘクタールございますけれども、これも中身は、半数ぐらいは、ほったらかすのではなくて稚樹が発生しやすいように人為を加えるですとか、萌芽更新ですとか、そういったことで天然更新を図っているということでございます。

2点目の分収林でございますけれども、50万円と30万円ということがございました。その差分の20万円は結果的にオーナー様の御負担になっているということでございます。

3点目の、伐採量の関係でございます。資料17ページでございます。

立木の伐採量が809万立方メートルで、それを素材に直すと389万立方メートルということでございまして、その差はということでございます。

厳密に言いますと、伐採量のうちの立木販売は、国としては立木の材積は分かっているんですけども、丸太にした材積は正確には分かっておりませんで、そこは推定値になっております。推計で120万立方メートルということで、差引きどうなっているのかということですが、野田委員から正に御指摘ありましたように、林地残材としてただ残しておくだけではなくて、システム販売でバイオマス用に材を出すという取組もしているところでございます。そ

ういう林地残材をなるべく残さないような施策をやっているということです。

もう一つ、伐採量と供給量の関係で言いますと、単純に引き算するとすごく林地残材が多いような感じになりますけれども、間伐の507万立方メートルの中には、実はもともと保育間伐が入っておりますので、純粹に全てが利用されるものではないということも補足しておきます。

続けて経営企画課長から御説明します。

○眞城経営企画課長 先ほど福島委員からお話しございました、伐って、使って、植えてという循環の重要性についても審議していく必要がというお話でございましたけれども、まず1つ、ちょっとこれはミニ白書の本文には直接書かれてございませんけれども、概要の冒頭で森林・林業基本計画の対応方向、とりわけ森林資源の適正な管理、利用という中で、森林吸収源の確保の重要性という枠の中で、国有林の方でも取組として間伐、再造林等をしっかりやっていくということで位置づけてはございますけれども、国有林のこのミニ白書、実施の報告ということで、書ける範囲に限度があって、方向性というところでちょっと表現し切れていない状況でございますが、一方で、先ほど森林利用課長からもございましたけれども、吸収源の関係につきましては地球温暖化対策計画の検討といったこと、いろいろ節目ということもございまして、このミニ白書だけということではなくて、例えば令和3年度を取組という中で、これは森林・林業白書も含めてでございますけれども、今後、何らかそういう重要性はしっかりと伝えていけるような方法、表現の仕方、機会を検討させていただければと考えているところでございます。

御理解のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○土屋会長 ウッドショックについては。

○長崎屋業務課長 野田委員から最後にあった木材供給の、ウッドショックへの対応でございますけれども、正に今年度は国有林といたしましても、木材不足を踏まえまして立木販売の前倒しに積極的に取り組んでおりますので、その辺の経過も含めまして、また来年度以降のミニ白書の記述に頂いた御意見を反映して、考えていきたいと思っております。

○野田委員 どうもありがとうございました。

○土屋会長 ありがとうございます。

ちょっと私からよく見えなくて、あと丸川委員、小野委員、深町委員、出島委員、砂山委員、塚本委員、中原委員から頂いているということです。かなりたくさん頂いていますので、なるべくきばきとやっていきたいと思っています。

それでは丸川委員、よろしくお願ひいたします。

○丸川委員 では2点、1つは意見です。

資料1-1の7ページ、今もお話に出た地球温暖化ですけれども、この事例の御紹介は、間伐材が炭素貯蔵に貢献する、すなわち地中に間伐材を埋め込むことによって結果的にCO₂を吸収するみたいなことを言われておるのでしょうか。もしそうだとすれば、ここに書いてある文章の中身は「労働負担の軽減等」ということではなく、温暖化あるいはCO₂を吸収するといった言葉でクリアに書いた方がいいのではないかと思います。

もし理解が間違っていれば教えていただきたいと思います。

もう一つは、先ほどの福島委員の御意見とほぼ一緒なのですが、資料2-3の1ページと2ページ、いわゆる京都議定書の第1約束期間から含めて、森林は地球温暖化問題に非常に大きな貢献を果たしたと思っています。そういった意味で言うと、林業は、吸収源(シンク)で非常に貢献してくれているのですが、伐って、植えて、育てることが非常に重要です。しかし国民は木に過大に期待する一方、国民自身の役割は余りそこまで考えていない、つまり当事者だと思っていないと思いますので、いわゆる国民に対する広報活動みたいなものを今後、基本計画実行する中でお願いしたいと思っております。

○土屋会長 ありがとうございます。

先ほどから申し上げておりますように、何人かの方から御質問、御意見を頂いてからお答えいただきたいと思います。

小野委員、お願いいたします。

○小野委員 森と未来の小野なぎさです。

発言の機会をいただき、ありがとうございます。私からは希望を含めた意見をお伝えしたいと思います。山林災害に対する対策について、早期の対策ですとかJAXAによる協力を得ながらの迅速な対応等、技術を活用しながら取り組んでいるということは、国民の安心・安全にもつながる大切な視点だなと思って拝見しておりました。

一方で、現在、気象庁を始めとしていろいろな研究機関から、気候変動の影響によって局所集中型の豪雨や大型の台風が増加することが予測されています。山林災害が年々増えているのは国民の皆さんも分かっていることで、そんな中においては早期発見、早期復旧対策の技術だけでなく、山林災害の予測やシミュレーション調査のようなものの必要性を感じております。災害が起こると、何でそれが起こったのか、何が原因なのか、また、ここでも起こらないのか、そういった不安は国民も持っていることだと思います。シミュレーション等の調査はデータがたくさん必要になると思いますので、是非大学とか研究機関と連携して、このような山林災害

の可能性も国民に伝えられるように、今後、検討いただけたらいいなと思います。

○土屋会長 ありがとうございます。

次に深町委員、よろしくお願いいたします。

○深町委員 今回、世界自然遺産の登録に当たっては、御尽力の成果ということで、とてもよかったなと思っているところです。

それで、この件に加え保護林、緑の回廊の適切な保護・管理に関連しての質問、意見も含めてなんです。保護はもちろん大事ですが、昨今のいろいろな状況、例えば外来種の問題への対処、そしていろいろな森林の価値、例えば文化サービスなども合わせた施策の推進をしていく必要があると思います。今回の世界遺産の範囲、特に国有林となり、周辺地域の接点となっている場所、あるいは教育や拠点として大切な場所をいろいろな方々にどのように理解していただき、適切に利用していけるか、保全に関わっていただけるか、どのように考えていらっしゃるかお聞きしたいと思います。

○土屋会長 深町委員、最後の質問の感じのところは実はちょっと途切れ途切れになってしまっていて、もう一度端的に質問のところだけを。

○深町委員 自然遺産を始め大切な保護林だとか緑の回廊について、適切な管理がとても大事だと思うんですけども、単に伐採は駄目とかいうことではなくて、森林の状況とか外来種の状況に合わせた適切な管理が必要になります。また地元や専門家などとの連携や教育や普及活動の拠点としての利活用も重要だと思いますので、どういうことを基本方針というか大事なポイントとしているかお聞きしていました。

今度はどうでしょう。聞こえましたか。

○土屋会長 保護林とか緑の回廊の適切な管理の在り方を問うということですね。普通の国有林も含めてか。

○深町委員 はい。

○土屋会長 分かりました。

ちょっと通信状況が悪いので、皆さんのビデオを切らせていただくということが事務局からありました。御了承ください。

もう一人いきましょう。

出島委員、よろしくお願いいたします。

○出島委員 出島です。よろしくお願いいたします。

ミニ白書について、国有林においては公益的機能重視ということで、やはり民有林ではなか

なかできない公益的機能の発揮というところに積極的に取り組んでいただきたいと思いますし、その進捗状況がよく分かる資料だったと思っています。

その点で、意見も含めて3つほど申し上げますと、まず1つは、森林の大きな問題だと思っていますニホンジカの捕獲頭数、国有林において右肩上がりでも推移しているのは非常に心強い状況ですので、引き続き是非お願いしたいと思います。

もう一点、国土強靱化の文脈の中で、治山事業を進めていただくことは非常に重要だと考えていますけれども、やはり防災・減災の視点を重視しつつ、山地の溪流であるとか上下流の連続性の確保のような自然環境の保全もより両立させるようなところへのアプローチといえますか、より高度な技術開発も是非進めていただきたいと思いますし、世界遺産地域ではそういう取組が既にあると思いますので、そういうものをより進めていただきたいと思います。

もう一点、今、生物多様性条約のポスト2020年目標の一つの柱として、2030年までに国土の30%を保護地域にしていくという、いわゆる30 by 30と言われるような目標設定が進んでいます。ですので、このような中で改めて国有林の公益的機能という中では、やはり既存の保護林制度であったり緑の回廊というものをより拡大していくことも、是非検討していただきたいと思います。

もう一点、この30 by 30の議論の中で、国内でOECMという制度設計が今、環境省を中心に進んでおります。林野庁の皆さんも御存じかと思いますが、田んぼや林業地であっても、農林業を第1目的とする場所であっても、そこに希少な野生動植物等が生息していて、その場所の生物種が保全されているような場合には、そこを保護地域にしていこうというような制度の設計が、今、進められています。特に林地の部分については、やはり林野庁で国有林、民有林の両方でこの制度を活用していくといったところを見据えて、積極的に制度設計を主導していく姿勢で是非取り組んでいただきたいと思います。

○土屋会長 ありがとうございます。

かなり様々な論点が出ましたので、この辺で事務局からお答えをお願いします。

ちなみに、今、お待ちいただいているのは砂山委員と塚山委員と中原委員になります。

それでは、課長さんで分担して御回答をお願いいたします。

○長崎屋業務課長 丸川委員から御質問のコンクリート型枠の話でございます。資料7ページです。

この事例、舌足らずで申し訳ありませんが、単純に森林土木工事に木材を使用しています、そのことによって地球温暖化防止に貢献していますという事例でございます、具体的には、

従来ブロック積みの土留工でやっていたものを、コンクリートの打設に必要な型枠に地元産スギ間伐材を使ってやることで間伐材の利用を更に促進して、結果として地球温暖化の防止に寄与しているという事例を書かせていただいております。

小野委員から、災害の頻発に伴って予測とかシミュレーションといったお話がございました。確かに重要な御指摘だと思います。

今、取り組んでおりますのは、山地災害そのものを予測するのは大変難しゅうございますけれども、災害のリスクが高まっていることは事実でございますので、施業をするに当たりまして、従来よりも地形だとか地質の脆弱性、そういったものを評価して施業の計画などに盛り込めないのかといった調査委託などを進めております。

いずれにしても、災害の防止をより意識した施業をやっていきたいと思っております。

○眞城経営企画課長 深町委員、それから出島委員のお話の一部もそうかと思えますけれども、まず、生物の多様性でありますとか保護林の関係の御質問、御意見がございました。

基本的には適切な管理ということで、保護林でありますと、いわゆるモニタリング調査をやった後にその対応に反映させるでありますとか、また、場合によってはボランティアの方々に復元活動をしていただくような取組を進めるといったこと、更に、保護林等以外におきましても、例えば森林を施業する段階において、そういった多様性なりに配慮するといったことにつきましては、今年の初めに、いわゆる保全に配慮した手引を作らせていただいて、いろいろな有識者の方にも意見を頂いて、それを今、現場に下ろしているところでありますけれども、それをまた現場の意見も聞きながらバージョンアップしていくことも含め、また、実際の施業でございますので、いわゆる事業者の方々にもその事業のところで活用していただくというか、明示して現場の対応を進めていく、そのようなことも併せて、今、御指摘のあったような対応をしていければと考えているところでございます。

出島委員から、このほかにもシカの捕獲の関係、強靱化の関係の治山事業等での取組について御意見がございました。シカも含めて、この取組については引き続き対応していくということで考えてございます。

出島委員から最後にお話ありました保護林の関係、必要に応じてOECMというお話の中で、林業という観点のお話もございました。私有林の広がりということで言いますと、先ほど深町委員に御説明させていただいた、例えば施業の手引といった手段でありますとか、そういったことで事業者にも明示して知っていただくといったことも通じながら、そういった観点が確保されるような、そんな対応になるよう努めてまいりたいと考えてございます。

○箕輪森林利用課長 丸川委員から、カーボンニュートラルに向けて広報等が必要ではないかという御意見をいただきました。

先ほど詳細な説明ができませんでしたが、温暖化対策計画の中で国民参加の森林づくりと併せて、木材利用についても木づかい運動、木育、木の教育ですね、そういうものを盛り込んでございますので、木材利用も含めた国民の方々への理解の醸成は引き続きやってまいりたいと思いますし、それに関連した予算も、先ほど林政課長から紹介させていただきましたけれども、要求していきたいと考えてございますので、そういうものを通じて取り組んでまいりたいと思います。

また、出島委員からありました30 by 30ですが、国内の陸域、海域それぞれ30%を目標に保護しようという取組が、今、進んでございます。これについては、保護林と言われるようなものだけではなくて、企業が取り組んでいる森づくりの場所、そういうものもOECMという形で認めて取組を進めてはどうだという議論が、今、進んでおります。その議論の場には林野庁も参加させていただいて、その基準づくり等に関わってまいりたいと思っております。

○土屋会長 別会場になりますが、佐伯治山課長からも回答がございました。

○佐伯治山課長 治山課長の佐伯でございます。

先ほど小野委員からございました災害の発生リスクの点についてでございます。施業の点に加えまして、治山関係の点からも災害の発生リスクに関して、いわゆるハード対策として治山施設の整備によって災害の復旧をするのみならず、ソフト対策として警戒避難体制や、災害危険箇所の把握、監視体制を強化することが重要と考えております。地域の避難体制との連携により、減災効果の向上を図ることができますので、ハード対策とソフト対策の一体的な実施を図る上で、山地災害危険地区に関する判定情報の調査・分析や精度向上に努めていきたいと考えております。

また、出島委員からございました溪流生態系の点について補足して御説明申し上げますと、例えば流木対策におきましても、溪流生態系に配慮した林相転換を進めたり、また、治山施設の整備に当たっても魚道設置などの生物多様性保全の取組に努めるという方針を打ち出しております。これにつきまして以上述べました内容については、先般御議論いただきました森林・林業基本計画の改正にも反映させていただいておりますので、計画的にこのような対策を進めていきたいと考えております。

○土屋会長 ありがとうございます。

実は、私の差配が悪くてかなり時間が、もう残り少なくなっております。恐らく回答を求め

ていますと時間が全く足りません。先ほど御指名させていただいた砂山委員、塚本委員、中原委員まで、なるべく簡潔に御意見若しくは御質問、なるべくなら御意見の方がいいですねを頂いて、実はその後にも委員から頂いているんですが、ちょっと時間切れということにさせていただきます。申し訳ございません。

それでは砂山委員、お願いいたします。

○砂山委員 先ほどから他の委員さんからの発言にもありましたとおり、資料 2-3 の P2 パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略の中で「再エネ最優先原則」という言葉が出てきます。環境省の資料の抜粋だということで重要であるということは十分理解できるんですけど、太陽光や風力、地熱のように構造物を作ると林地開発によって裸地が拡大するとか、再造林がなされないということで、やはりそこで林政が目標としている森林の吸収量のバランスというところがどうなのかなというのが、これは国有林も民有林も関係なく危惧するところです。やはりそれを国民の皆様にも周知するときに、とても気をつけて表現していかないといけないのではないかと考えています。概算要求の中でも大きな金額を要求されていますし、そこに十分配慮した上で、例えば、国有林はお口だから大丈夫なんだよ、里に近い部分はもうちょっと配慮した開発が必要なんですよというところまで丁寧に国民に説明していただけたらいいなと感じております。

○土屋会長 ありがとうございます。御意見として賜りました。

次に塚本委員、お願いいたします。

○塚本委員 丁寧な御説明ありがとうございました。

今回のミニ白書につきましては、国有林が国民の森であるということを非常に意識して作成されており、2つのトピックスと4つのコラムをとおして果たすべき役割を、どういう形で果たしてきたかを具体的に分かりやすく説明されています。また、30の事例につきましても、全国に7つある森林管理局の特色を活かした独自の取組ばかりで大変感銘を受けました。

コラム②林業大学校等との連携による人材育成でございますが、私の前職場でありました高知県立林業大学校と四国森林管理局との取組が取り上げられています。平成30年度の本格開校以来、四国森林管理局や中部森林管理署の皆様方に大変お世話になっており、再造林の重要性が認識されている今それらの技術力を身に着けた人材輩出に大いに貢献頂いています。このような取組ができるのは、技術力と研修フィールドの両方を兼ね備えた国有林だからこそだと思いますので、この取組は今後も継続していただきますようお願いいたします。

○土屋会長 ありがとうございます。

それでは最後に、中原委員、簡潔な御発言で御協力を頂ければと思います。よろしくお願いたします。

○中原委員 専門林家の中原でございます。簡潔に申し上げます。

ミニ白書の15ページにあります鳥獣被害の防除ということで、シカのことに取り上げられておりますが、先ほど野田委員からもあったかと思えますけれども、これは民有林からしても、やはり国有林でいろいろな事例をやっていただくことが非常に参考になっていることは数々ございます。ですから1つのものにこだわることなく、いろいろな方法で鳥獣被害、特にシカについては情報を開示しながら、いろいろなことを多岐にわたってやっていただいた方がいいと思います。

2つ目。

資料の17ページでございますが、これは林野庁も岐阜県の林政部も必ず、この事業のボリュームが面積とか材積という表示だけなんです。これを経済行為の中の産業と考えるならば、例えばここで言われる389万立方メートルの木材は、丸太換算であるなら約どのぐらいの金額なのか。例えば、大体でいいんですけども、平均が1万円であれば389億円であるわけなんです。僅か389億円の産業なのかというふうに思うのか思わないのかは別ですよ、けれども、やはり面積、材積のほかに、経済行為でやっている以上、どのぐらいの金額が動いたのかは経営する側にとって非常に大事なことだと思いますので、これはできないものかということ。これが今までの慣例なのかどうかは分かりませんが、そういう方向に持っていくことも必要ではないかと思えます。

それと、災害の件がありましたよね。災害復旧で各都道府県との協力とかいろいろありますけれども、私どもでも自社林で作業道の総延長距離が、おおむね120キロ入っています。この8月に岐阜ではピンポイント的に時間雨量で50ミリ以上の日が随分続いたせいで、崩落まではいきませんが、やはり洗掘による路盤改修とか、そういったものを今、調査している段階なんです。

国有林においてもやはり、作業道のごときは全く書いていないんですね。というのは、作業道が二次災害の原因になり得ないほど今までの道の造り方がよかったのか、はたまた耐えられないほどの雨が降っていることを思うと、やはり国有林事業の中での作業道の位置づけは非常に高いと思うんですね、生産性を上げるために。ですから、そういったこともこの中には是非盛り込んでいただければなと思っております。

○土屋会長 ありがとうございます。もしも事務局からお答えいただくことがあれば、簡潔

にお願いできれば。

○眞城経営企画課長 今、中原委員からお話があったうちの1つだけ、ちょっと御説明申し上げたいと思うんですけども、金額の話でございます。

実はこの供給量の389万立方メートルというところ直接ではないんですけども、資料1-2、本体の94ページを御覧いただければと思います。

今すぐ開けなければまた後ほどと思いますけれども、ここにいわゆる林産物販売の状況ということで、これは立木、素材別の販売でありますけれども、数量的なものと同額を掲載させていただいておりますので、こちらを御参照いただければと思います。

○中原委員 確認しました。ありがとうございます。

○土屋会長 ありがとうございます。

ほかの課長さん方はよろしいですか。

実はあと松浦委員と松本委員にも手を挙げていただいているんですが、この後まだ長官のコメントを頂くことや答申を差し上げること、それからこれからの白書についての若干の報告もありますので、申し訳ないんですが、ここで締めさせていただきます。松浦委員、松本委員、ごめんなさい。初めから言いましたように全員というのは無理だということでした。

もう一つお断りですが、少し回線の状態が悪くて、皆さんの御質問、御意見が途切れ途切れになっているところがあります。これから議事録を作るわけですね。でも議事録は途切れ途切れのままできませんので、その議事録作成の段階で皆さんの御発言についても一度確認させていただくことになると思います。ですので、できましたら今、何を発言したかちょっとメモしておいていただいて、後で復元に御協力を頂ければと思っております。

ありがとうございました。

それでは、かなりバラエティに富んでいる中でのコメントは非常に難しいかと思うんですが、天羽長官から御感想若しくはコメントを頂ければと思います。

○天羽林野庁長官 活発な御議論をありがとうございました。

今日は国有林のミニ白書、国有林の管理経営に関する基本計画の実施状況ということで御報告をさせていただいたところでもあります。事務局からの説明にもありましたし、繰り返になるわけではありますが、国有林の特徴、全国に所在するだとかまとまった面積があるだとか、比較的奥地に所在しているといったことがあります。公益的機能をこれからはしっかり發揮していくことと併せて、新しい施業のパイロットとして様々な取組を今後とも進めていきたいと思っております。

シカのお話に触れられた委員が複数おられたということも、やはり現場にそういうニーズがある、ニーズといいますか危機感があるということだと受け止めさせていただきます。

会長にニーズに必ずしも添えないかもしれませんが、私の感想といいますか、コメントということで発言させていただき、最後に、これも会長からもありましたけれども、本日の回線の状況が誠に不安定で、申し訳ありませんでした。事務局を代表してお詫びを申し上げたいと思います。

○土屋会長 ありがとうございます。

長官にはこれからも、重荷になるでしょうけれども、審議会の度に一番最後にコメントを頂こうと思っていますので、よろしく願いいたします。

それでは、御発言いただけなかった方には申し訳ありませんが、そろそろ取りまとめに入りたいと思います。

今回は、諮問を受けてすぐに答申となっているわけですがけれども、令和2年度国有林野の管理経営に関する基本計画の実施状況、いわゆる国有林野ミニ白書について適当である旨の答申をしたいと考えますが、よろしいでしょうか。

様々な御意見、それから御注文があったと理解しておりますが、例えば「この部分については大きく変えろ」といった御意見は特になかったのではないかと考えております。頂いた御意見はこれからの施策で実現するよう努力すると同時に、様々なほかの機会に文書化していくことを事務局には御努力いただくことを条件にしまして、適当である旨の答申をしたいと考えますが、いかがでしょうか。

皆さんの顔がよく見えないのであれですが、特に御異論がある場合には——拍手やグーがいっぱい出ていますので、よろしいでしょうか。

(「異議なし」「賛成です」と声あり)

○土屋会長 ありがとうございます。

ちょっと今、会場の方は皆さんのお声がたくさんと、グーだとかにこマークだとかで混乱しましたけれども、皆さん異議なしということで認めさせていただきました。

それでは、答申に入りたいと思います。

(答申文案の配布)

○土屋会長 これから、私から大臣代理の長官に答申書を差し上げたいと思いますが、皆様にはウェブ画面で表示されますか。

それでは、今、画面に映っております答申書を読み上げさせていただきます。

2 林審第10号、令和3年9月9日。

農林水産大臣、野上浩太郎殿。

林政審議会会長、土屋俊幸。

令和2年度国有林野の管理経営に関する基本計画の実施状況について（答申）。

令和3年9月9日付け3林国経第43号をもって諮問のあった標記の件について、国有林野の管理経営に関する法律（昭和26年法律第246号）第6条の3第2項の規定に基づき、下記のとおり答申します。

記。令和2年度国有林野の管理経営に関する基本計画の実施状況について、別添のとおり公表することが適当である。

（土屋会長から天羽林野庁長官へ答申文を手交）

○天羽林野庁長官 ありがとうございます。

○土屋会長 ありがとうございます。今、答申書を天羽長官にお渡ししました。

それでは、これで一応国有林野ミニ白書についての諮問、答申は終わりにさせていただきます。皆さん、御協力ありがとうございました。

続きまして、議事（2）です。

これについては冒頭で諮問があったところですが、令和4年度森林及び林業施策についてに入ります。

これは令和3年度森林及び林業の動向と併せて、令和3年度森林・林業白書となるものです。こちらにつきましては来年度の答申に向けて施策部会で審議いただきたいと思います。施策部会長、よろしく願いいたします。

○立花委員 承知いたしました。

○土屋会長 何かもう一言、いいですか。はい。

これは4月に向けて、これから施策部会で鋭意御検討いただいて、それでできたものについてまた林政審議会で御議論いただいて、答申に持っていくという形になります。実は、これまでは諮問がちょっと後になっていたんですが、本来あるべき形になったと考えております。

ありがとうございました。

それでは最後に、議事ですとその他というのがありますが、その他については既に御報告が終わっておりますので、ここでは特に何もございませんが、ほかに事務局から何か御報告事項、それから委員から何かありましたら。いかがでしょうか。特にありませんね。

特にないようでしたら、進行を事務局にお返ししたいと思います。今回は、やはりオンライ

ンということで様々な不都合が生じたと思いますが、皆さん御協力大変ありがとうございました。

では、お返しいたします。

○清水林政課長 皆様方には長時間にわたり御審議いただきまして、ありがとうございました。また、長官からも申し上げましたが、回線が非常に不安定であったこと、あるいは御発言できなかった委員の方もいらしたこと、お詫び申し上げます。

また、事務局側からの発言も聞き取りにくかった部分があるかもしれませんが、それも含めまして、議事録のときにこちらからもお伝えして、また確認の御協力も、是非よろしくお願ひしたいと思っております。

また、終了時間が少し延びております。こちらもお詫び申し上げます。

それでは、以上をもちまして本日の林政審議会を閉会とさせていただきたいと存じます。

この後、15時15分から施策部会がございます。引き続き御参加いただく委員におかれましては、間隔が短いですが、どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、以上で議事を終了いたします。

なお、次回の林政審議会の開催日程につきましては、後日事務局より調整させていただきます。

本日はお忙しい中、御出席いただきまして誠にありがとうございました。

午後3時04分 閉会